

## 2025年度 第2回 豊岡市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時：2026年1月22日(木) 午後1時30分～午後3時5分

開催場所：豊岡市役所 7階 第3委員会室

出席委員：9名

岡本会長、小森会長代理、陰委員、安岡委員、安達委員、鈴木委員、  
鶴迫委員、北原委員、義本委員

欠席委員：3名

石丸委員、田原委員、辻委員

会議に付した案件：

### 【協議事項】

- (1) 2026年度国民健康保険事業運営の基本方針(案)について
  - ・ 2026年度豊岡市国民健康保険税率等について
  - ・ 基金の活用について
- (2) 答申(案)について

説明のため出席した者：

市民部長、国保・年金課長、同課長補佐、同課係長、健康増進課長、同課主幹、  
税務課主幹、同課主任

議事の経過： 以下のとおり

<b>1 開会 (13:30)</b>	
議長	本日は、石丸委員、田原委員、辻委員の3名が欠席で、小森委員は遅れてくる とのことですが、豊岡市国民健康保険運営協議会規則第5条により、本協議 会は有効に成立しています。
<b>2 議事録署名人の指名</b>	
議長	本日の議事録署名人は、安岡委員と安達委員の二人を指名しますので、よろ しくお願いします。
<b>3 議事【協議事項】</b>	
議長	それでは、議事に入ります。事務局からの説明を受けます。
事務局	《 事務局説明 》 ・2026 年度豊岡市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について ・2026 年度豊岡市国民健康保険税率について ・基金の活用について
議長	事務局の説明は終わりました。質問・意見はありませんか。
委員	2030 年度を目途に国保税率を県内統一するということがあったが、どのよう に推移していくのか。2030 年度以降は市町では基金の活用ができなくなる のか。
事務局	本市の国保税率は県内でも相対的に低く、県の標準料率と大きく乖離してい るため、県の標準料率にまで一気に上げてしまうと、被保険者の負担は相当大 きくなります。被保険者の負担が急激にならないように、段階的に引き上げて いく必要があると考えています。県標準との差を小さくしていき、2030 年度に 県標準額と同額とするために基金を活用したいと考えています。県統一にかか る県標準額と本市国保税との差額部分として基金を利用できるのが 2030 年 度までとなりますが、基金自体はその他にも活用できます。具体的には資料② の保険事業(がん検診の 3 項目無料化)での活用を考えています。
委員	基金は、2030年度以降も活用できるということか。
事務局	はい、そうです。国保税の差額分としての基金活用は2030年度までですが、 基金自体はその他にも活用できますし、2030年度よりも前から活用するこ とができます。活用策の一つとして、資料②でお示したとおり、国保保健事業とし て実施しているがん検診のうち、肺がん・胃がん・大腸がんの3項目無料化に 基金活用したいと考えています。

議長	がん検診無料化の対象は、豊岡市国民健康保険に加入している人ということか。
事務局	はい、そのとおりです。
議長	他に意見・質問などありませんか。
委員	以前は、滞納者には短期証を交付していたと思うが、現在の滞納者への対応はどうしているのか。
事務局	短期証があった頃は、滞納者に対して定期的に納税相談を行い、証の更新をしていました。マイナ保険証に移行し、短期証がなくなったことでそれらの機会が減ることになってしまっていますが、それでも何とか機会を確保しようと努力しています。これは本市だけでなく全国的な課題でもあると思っています。
委員	滞納者がマイナ保険証を利用して病院受診することもあると思うが、短期証がなくなったことで、滞納者であるということがマイナ保険証の利用時に分かるのか。
事務局	滞納していることは表示されていません。
委員	滞納者が入院した時など、高額な医療費がかかることになったときには、どのような対応になるのか。
事務局	滞納がある場合は限度額適用などができないため、必要に応じて相談に来ていただくこととなります。
議長	他に質問はありませんか。
委員	健康維持のために国保の保健事業として行っている施策はないのか。 例えば、少し違うのかもしれないが、歩いている途中で休憩するためのベンチの設置などに補助金を出してもらえるようなことはないのか。
事務局	国保の保健事業ではありませんが、地区などで実施されている自身体操グループ(玄さん元気教室)には奨励金を交付しています。この奨励金の使途は問わないこととしていますので、ベンチの設置などにも活用していただけます。
議長	他に意見等ありませんか。
議長	それでは、2026年度国民健康保険事業運営の基本方針(案)について、事務局からの提案のとおり決定することに意義はありませんか。 《異議なしの声》 異議なしと認めます。 では、これを踏まえ、事務局の方で答申案を調製してもらいます。
議長	それでは、答申案について確認を行います。

事務局	《 事務局説明 》 答申(案)について
議長	答申案について、意見はありませんか。
	《 質問・意見なし 》
議長	答申案について、この内容で異議はありませんか。 《 異議なしの声 》 それでは、このとおり答申するということで決定します。
<b>4 答申</b>	
	議長から土生田副市長へ答申書を渡す
<b>5 閉会 (15:05)</b>	